



豊新だより

第 26 号

豊 田 堰



昭和47年に右岸より工事に着手し、総工事費約27億円をもって、昭和52年に完成致しました。

改良区の概要 (平成29年5月31日現在)

組 合 員 数	4,140 人
受 益 面 積	4,028.6 ha
総 代 数	57 名 (3 名欠)
理 事 数	15 名
監 事 数	3 名
職 員 数	13 名

〒300-1324

稲敷郡河内町源清田 5 9 6 0

T E L 0 2 9 7 - 8 4 - 2 2 2 6

F A X 0 2 9 7 - 8 4 - 2 2 3 0

Eメール toyodashintone@ab.auone-net.jp

ホームページ <http://www.toyodashintone.com>

発 行 人 豊田新利根土地改良区
理事長 増田 照樹

ご挨拶

豊田新利根土地改良区

理事長 増田照樹



入梅の候、組合員の皆様には、日頃より、土地改良区の運営並びに土地改良事業推進に、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、茨城県南農林事務所をはじめ、茨城県土地改良事業連合会、各行政関係機関の皆様には、ご指導ご支援を頂き感謝申し上げます。

農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加により、益々厳しさを増しております。また、農地中間管理事業を活用し、農地の集積・集約化など農用地の利用の効率化及び高度化の促進を推進している状況です。

管内の事業実施状況においては、経営体育成基盤整備事業利根北部4期地区の面工事が完了し、お陰様で、地区内すべてが作付け可能となりました。今後は、農地の集積・集約化を推進し、農家負担の軽減に努力してまいります。地盤沈下対策事業豊田南2期地区も残り僅かとなりました。

県営かんがい排水事業早井地区、河内第6機場地区については、昨年度、大幅な予算が確保でき、順調に事業が進んでおります。

早井東部地区は、昨年度事業が採択され、今後、老朽化が進んでいる施設等を順次改修する予定でございます。

圃場整備事業利根西部地区は、来年度の事業採択に向け、関係受益者の皆様より本同意を頂く事となりますので、ご理解ご協力をお願い致します。

本年度、一般賦課金につきましては、電力料金、償還金の減

額により、600円/反当を削減することができました。今後も経常経費の節減、賦課金の収納率の向上に取り組み、健全な運営の推進に努め、役職員一丸となり、業務運営にあたってまいりますので、よろしくお願い致します。

ご挨拶

茨城県南農林事務所
稲敷土地改良事務所

所長 大塚正美



本年4月の定期人事異動によりまして、稲敷土地改良事務所に赴任しました大塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

豊田新利根土地改良区の皆様

には、日頃より、本県の農業振興並びに農業農村整備事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

近年の農業農村は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、農業水利施設の老朽化、農地の集積・集約化の遅れなど、様々な課題に直面しております。

このような中、本県農業をさらに発展させていくため、県では平成28年度から新たな「茨城農業改革大綱」や「第8次土地改良5カ年計画」に基づき、各種施策に取り組んでおります。

特に、農業農村整備事業につきましては、「みんなで創ろう！強く元気な」いばらきの農業農村」をスローガンに、ほ場の大区画化をはじめ、基盤整備を契機とした担い手への農地集積、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策、多面的機能支払交付金を活用した農地や用排水路等

の保全管理、さらには東日本大震災や関東・東北豪雨災害等の自然災害を教訓とした防災対策などを進めてまいります。

当事務所では、今年度も水田農業を支える生産基盤の整備や老朽化が進む農業水利施設の長寿命化対策を中心とした県営事業等に取り組んでまいります。しかしながら、今年度の予算につきましても、農業水利施設の更新・補修に関する事業が特に厳しい状況となっております。このため、土地改良区の皆様のご要望を関係機関へつなぎ、事業が円滑に展開できますよう、更に努めてまいります。

農業農村を取り巻く環境は厳しいものがありますが、当事務所としましては、農業・農村が維持発展できますよう、職員一同取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、豊田新利根土地改良

区の益々のご発展と皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。ごあいさつといたします。



茨城県土地改良事業団体連合会
県南事業所

所長 小沢 裕 市



四月の定期異動によりまして、土地改良事業団体連合会県南事業所に赴任いたしました小沢でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

豊田新利根土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の業務運営に対しまして、特段のご支援ご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成二十六年度から、米生産コストの四割削減を目指した農地中間管理機構の創設による担い手への八割の農地集積や農地維持支払制度の創設など、新たな農業政策が展開されております。この農業政策を着実に実現していくには、農地の大区画化や暗渠排水による汎用化、農業水利施設等の長寿命化や防災・減災対策など、農業生産基盤を整備するために必要な土地改良事業を重点的に実施していかねばなりません。

また、その土地改良事業を推進し、基幹的水利施設等を維持管理している土地改良区は、地域の農業を守る要の組織として、大変重要な役割を担っております。

本会といたしましても、土地改良事業の推進はもとより、土地改良区の運営基盤の強化を図るため、また、この美しい農村風景を次世代に継承し、活力ある地域農業を実現していくため

の多面的機能支払の推進や、地域農業の再生に必要な農業水利施設の推進に努めて参ります。

米価の下落やTPPの大筋合意など、さらに農業政策の見直しが必要となるような出来事が続く中、本会といたしましても、農業農村を取り巻く環境の変化を的確にとらえながら、市町村、土地改良区、そして地域の皆様とともに、必要な各種事業の推進に積極的に取り組んで参りますので、今後とも、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶と致します。



平成二十九年 度

通常総代会開催

平成二十九年三月二十二日通常総代会が開催されました。総代五十五名（定数六十名・欠員三名）の出席、また来賓として茨城県南農林事務所 稲敷土地改良事務所 豊田所長の出席を賜り、議長に第十一選挙区より、大野佳美総代が選出され、全十二号議案が原案どおり、可決されました。

平成二十九年 度 通常総代会提出議案

第一号議案

平成二十八年度豊田新利根土地改良区変更事業計画について

第二号議案

平成二十八年度豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出補正予算(案)について

第三号議案

平成二十八年度豊田新利根土地改良区事業資金借入変更限度額及び借入先について

第四号議案

平成二十八年度豊田新利根土地改良区特別会計収入支出予算(案)について

第五号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区事業計画について

第六号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区賦課金の賦課及び賦課金の端数取扱い並びに、賦課徴収方法について

第七号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区役員報酬について

第八号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区事業資金借入について

第九号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区地元分担金の納付について

第十号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出予算(案)について

第十一号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計一時借入金について

第十二号議案

豊田新利根土地改良区歳計現金預入先について

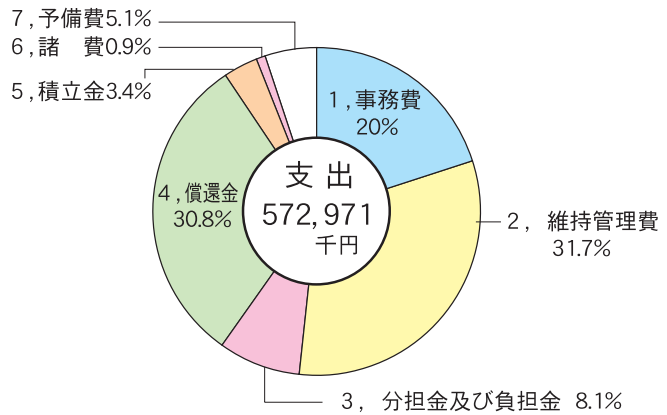
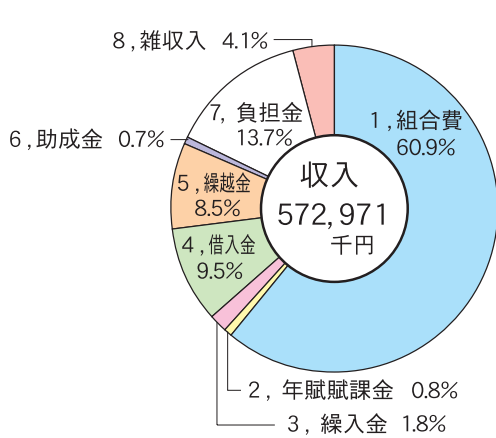


総代会の様子

平成29年度 一般会計予算の内訳

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	348,911,000	1. 事 務 費	114,851,000
2. 年 賦 賦 課 金	4,427,000	2. 維 持 管 理 費	181,614,000
3. 繰 入 金	10,500,000	3. 分 担 金 及 び 負 担 金	46,145,000
4. 借 入 金	54,263,000	4. 償 還 金	176,342,000
5. 繰 越 金	48,735,000	5. 積 立 金	19,500,000
6. 助 成 金	3,883,000	6. 諸 費	5,400,000
7. 負 担 金	78,792,000	7. 予 備 費	29,119,000
8. 雑 収 入	23,460,000		
計	572,971,000	計	572,971,000



平成29年度 一般賦課金 8,700円 / 1,000㎡

- ・ 経常賦課金 6,600円 / 1,000㎡
- ・ 特別賦課金 2,100円 / 1,000㎡

期 別	賦 課 額	納 期
一 期	2,900円	5月31日
二 期	2,900円	10月2日
三 期	2,900円	11月30日

平成29年度 年賦償還金 1,000㎡当

No.	地 区 名	賦 課 額	納 期	最 終 年 度
1	パイプライン堂前	11,000円	7月31日	平成30年度
2	県 営 上 根 本	3,600円 (用・排水) 1,000円 (暗渠)	7月31日	平成48年度

平成29年度 特別会計賦課金 1,000㎡当

No.	地 区 名	賦 課 額	納 期
1	県 営 利 根 北 部	1,000円 (経常) 900円 (償還金)	7月31日

臨時総代会開催

平成二十八年十月十八日臨時総代会が開催されました。総代四十八名(定数六十名・欠員二名)の出席、また来賓として茨城県南農林事務所 稲敷土地改良事務所 豊田所長の出席を賜り、議長に第八選挙区より、高野博司総代が選出され、全四号議案が原案どおり、可決されました。

平成二十八年年度 臨時総代会提出議案

第一号議案

平成二十七年年度豊田新利根土地改良区財産目録、事業報告の承認について

第四号議案

平成二十八年年度豊田新利根土地改良区一般会計収入支出補正予算(案)について

第二号議案

平成二十七年年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計収入支出決算の承認について

第三号議案

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業の申請について

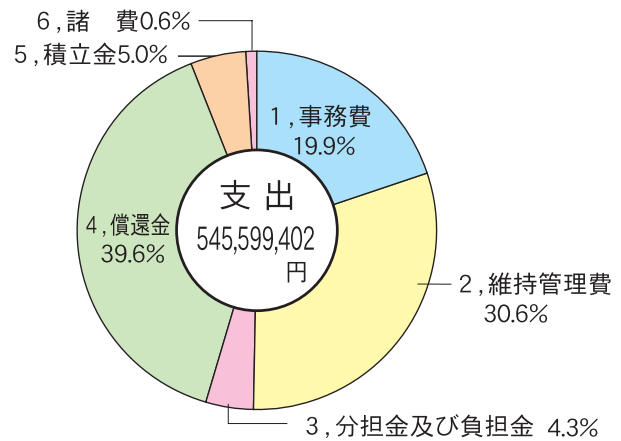
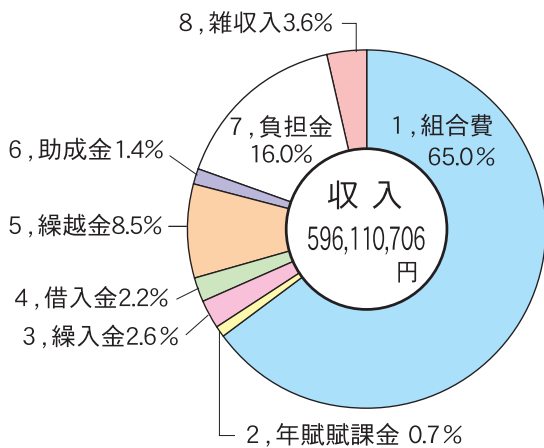


平成27年度 一般会計決算報告

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	387,567,480	1. 事 務 費	108,740,774
2. 年 賦 賦 課 金	4,303,950	2. 維 持 管 理 費	166,848,843
3. 繰 入 金	15,500,000	3. 分 担 金 及 び 負 担 金	23,315,642
4. 借 入 金	12,852,000	4. 償 還 金	215,885,103
5. 繰 越 金	50,545,111	5. 積 立 金	27,500,000
6. 助 成 金	8,448,772	6. 諸 費	3,309,040
7. 負 担 金	95,200,237		
8. 雑 収 入	21,693,156		
計	596,110,706	計	545,599,402

収入支出差引残金50,511,304円は、平成28年度へ繰越



平成27年度 特別会計決算報告

(単位：円)

会計名	収入額	支出額	残額
1. 県営利根北部地区	74,230,724	68,347,518	5,883,206
2. 基幹水利施設管理事業	31,490,000	31,490,000	0
3. 団体営維持管理適正化事業 (第38期生)	4,200,000	4,200,000	0
4. 団体営維持管理適正化事業 (第39期生)	4,200,000	4,200,000	0
5. 団体営農業基盤整備促進事業 豊田新利根龍ヶ崎地区	8,200,000	8,200,000	0
6. 基本財産積立金	208,040,138	0	208,040,138
7. 地区除外決済金積立金	120,774,089	15,000,000	105,774,089
8. 国営償還準備積立金	81,720,992	0	81,720,992
9. 職員退職給与積立金	104,485,489	0	104,485,489
10. 公車購入積立金	5,838,055	0	5,838,055
11. 県単河内第2地区	760,000	760,000	0
12. 県単河内第4地区	760,000	760,000	0
13. 県単河内第7地区	760,000	760,000	0
14. 県単北岸第1地区	760,000	760,000	0
15. 県単八代地区	760,000	760,000	0
16. 県単古河林地区	10,200,000	10,200,000	0

残金は、平成28年度へ繰越

平成27年度 財産目録

(単位：円)

資産		負債	
流動資産	90,210,189	長期負債	1,174,742,460
特定資産	610,359,018	短期負債	610,359,018
固定資産	110,515,631		
計	811,084,838	計	1,785,101,478

平成28年度 管内事業実施状況

(単位：千円)

事業名	地区名	事業費	事業量
県営地盤沈下対策事業	豊田南2期	196,610	用水路 477.7m
県営新農業水利システム保全整備事業	早井	336,984	用水路 849m
県営水利施設整備事業	河内第6 機場	187,564	機场上屋工事、吸水槽 ポンプ設備
県営経営体育成基盤整備事業	利根北部	139,100,000	暗渠排水 19.4ha 集落排水路 1 箇所
	利根北部2期	161,121,000	排水路 1,236m 暗渠排水 9.4ha、調整池 1 箇所
	利根北部3期	203,600,000	排水路 873.6m 暗渠排水 24.9ha
	利根北部4期	277,550,000	用水機場 1 箇所 用水路 301.4m
団体営基幹水利施設管理事業	豊田新利根	14,510,000	十角排水機場：主ポンプオー バーホール、真空ポンプ更新
県単かんがい排水事業	古河林	10,200,000	道路横断工布設替 3 箇所



県営利根北部4期地区



県営利根北部地区第4 機場



県営豊田南2期地区



役員・総代の改選について

【役員】平成30年4月12日、【総代】平成30年3月17日付けをもって任期満了となり選挙を実施することになります。選挙人名簿の作成にあたり、組合員資格の変更・住所変更等がある場合は、添付されている資格得喪の通知書により、平成29年12月末頃迄に変更の届出を、お願い致します。役員・総代の選挙区・定数については、下表の通りです。

選挙区	選挙区域		定数		
	市町村名	大字名	総代	理事	監事
第1	利根町	立木、大房、押戸、奥山	4人	1人	1人
第2	利根町	加納新田、東奥山新田、惣新田、立崎、中谷、福木、羽中	5人	1人	
第3	利根町	早尾、大平、横須賀、羽根野、上曾根、下曾根、下井、押付新田、中田切	3人	1人	
第4	利根町	布川	3人		
第5	龍ヶ崎市 取手市	豊田町、長沖新田町、長沖町、北方町、羽黒町、須藤堀町、高須町、大留町、川原代町、高須、大留	5人	2人	
第6	龍ヶ崎市	宮淵町、大徳町（字曾根向を除く区域）	1人		
第7	龍ヶ崎市	八代町、羽原町、別所町	3人	3人	
第8	龍ヶ崎市	長峰町、半田町、塗戸町、高作町、大徳町（字曾根向）	6人		
第9	稲敷市	上根本、下根本	6人		
第10	稲敷市	柴崎、中山、角崎、狸穴	4人	1人	
第11	河内町	幸谷、竜ヶ崎町歩、大徳鍋子新田、生板鍋子新田、小林町歩、角崎町歩、生板	7人	2人	1人
第12	河内町	源清田、布鎌、平三郎、宮淵、猿島、手栗、羽子騎、古河林	8人	2人	
第13	河内町	長竿、下町歩、十里、庄布川	5人	1人	
計			60人	15人	3人

事務局人事

退職

佐藤 則夫さん（総務課長）

三月三十一日付

昭和五十一年より勤続

真仲 忠雄さん（会計課長）

三月三十一日付

昭和五十一年より勤続

長い間ご苦勞様でした。
今後のご活躍をお祈りいたします。

採用

河崎 弘治さん（総務課総務係主事）

四月一日付

中村 正澄さん（会計課賦課徴収係主事）

四月一日付



次のようなときは土地改良区に手続きをして下さい

- ◎ 農地の**相続・売買・贈与・賃借・交換**などしたとき
- ◎ 農業者年金受給のため**経営移譲**のとき
- ◎ 組合員の**死亡**及び**住所**の変更があったとき

以上のような変更の場合は、資格得喪の通知書を会計課まで届出て下さい。

また提出する際、本人確認をいたしますので、本人確認できるもの（免許証、保険証等）をご持参の上、新資格者の方が提出して下さい。

※資格得喪の通知書は、添付されている用紙をご使用下さい。

- ◎ 田を**宅地等**に転用するとき
- ◎ 田を**公共事業用地（道路、公園等）**に転用するとき

以上のような場合は、地区除外申請書、農地転用届を総務課まで届出て下さい。

☆ 資格の異動（名義変更）、農地転用（地区除外）の届出は、土地改良法第43条の規程により組合員から土地改良区へ**通知**することが義務付けられています。

届出のない場合は、土地改良区の台帳は変更されません。

賦課金は、そのまま賦課されてしまいますのでご注意下さい。

- ◎ 土地改良区の施設等を（出入口等に）使用したいとき
- 上記の場合は、総務課まで申請して下さい。



延滞金について

本年度より、督促状を受けた場合は、滞納日数に応じ滞納額に年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を頂きます。

滞納賦課金は、新しい耕作者が負担

農地の異動（売買等）の場合、滞納賦課金のある農地を取得しますと土地改良法第四十二条の規程により取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。

取得の際には、よく確認して下さい。

- 納入通知書の紛失や納期忘れがなく納付できます。
- 納入のため土地改良区や金融機関に向く必要がありません。
- 手続きは、土地改良区会計課及びJA稲敷（西部支店）、JA竜ヶ崎（中央、西部、牛久、わかかさ、各支店）に『賦課金等預金口座振替依頼書』が置かれていますので、所定の事項を記入し、通帳届け印を押印して提出して下さい。
- 郵便局より口座振替、及び振込みをご希望の方は、会計課までご連絡下さい。

安全・確実・便利

口座振替
の
お
す
す
め

農家のみなさんへ 貸したい農地ありませんか？



農地を貸したい

規模縮小・経営転換・農地相続でお困りの方

メリット

- 賃料は機構を通して支払われ、期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
- 要件を満たせば、協力金の交付が受けられます。

貸付



農地を借りたい

規模拡大・新規参入をお考えの方

メリット

- 長期の耕作が可能となり、安定的な経営が行えます。
- まとまった農地の借入や、分散した農地の集約化ができます。

貸付(転貸)

「農地集積バンク」茨城県農地中間管理機構

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- 農業振興地域内の農地。
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと。
- 10年以上の貸付が可能。
- 隣接地との境界が確定されている。
- 土地改良区賦課金の延滞がない。
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されている。

詳しくは、最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構 (公益社団法人茨城県農林振興公社)
茨城県水戸市上国井町3118-1

TEL.029-239-7131

ホームページ <http://www.ibanourin.or.jp/nourin/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索

QRコードからアクセスできます。

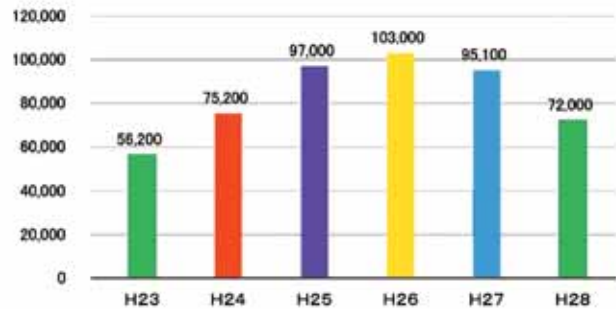


おねがい

●用水機場の休止及び用排水機場電力料金の推移について

平成28年度の機場電力料金につきましては、例年になく降雨量が多かった為、運転時間が減り、電気料金の削減にいたしました。組合員の皆様に於かれましては、引き続き節電に御理解、御協力をお願い致します。なお、本年度も機場休電日を6月13日より7月31日まで毎週火・金曜日、8月から毎週火曜日、休ませていただきます。

施設数 用水機場（131ヶ所） 排水機場（7ヶ所、但し十角・布鎌を除く）



●パイプライン蛇口の盗難について

平成19年度より毎年発生している蛇口の盗難が未だ後を絶ちません。今年も、管内全域で数多くの報告が寄せられました。収穫後は、冬場に蛇口凍結による破損の恐れもありますので取り外し保管願います。（盗難防止には蛇口の着色が効果的です）



水難事故から 子供を守ろう

4月から8月まで水路には水が溢れています。

子供たちが水路の近くで遊んでいたら注意をして事故から守りましょう。



●水路は、田圃の血管です

最近、水路に様々な投棄物（電化製品、タイヤ、一般家庭ゴミ等々）があります。それらを処分するには産業廃棄物として処分しなければなりませんし、経費も掛かります。又、パイプラインの目詰まりの原因にもなります。台風、大雨の時には冠水して作物に被害が及ぶこととなります。皆さんの水路です。不法投棄を目撃した時は御一報願います。



編集後記

合鴨農法を皆さんご存知でしょうか？
農薬・除草剤を使用する代わりに、合鴨を放流することで雑草や害虫を餌として食べてくれるため、人と自然にやさしい農法です。
当管内では、龍ヶ崎市豊田町などの地域で行われております。